

京丹後市ふるさと納税中間業務 公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

京丹後市 市長公室 ふるさと応援推進課

京丹後市ふるさと納税中間業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、京丹後市ふるさと納税中間業務の受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名称

京丹後市ふるさと納税中間業務

(2) 業務目的

本業務は、京丹後市（以下「本市」という。）が実施するふるさと納税に係る業務について、民間事業者が持つノウハウや体制を活用することで業務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を効果的に活用し、本市を応援していただく寄附者を増やすほか、本市の地場産品の魅力を広く発信することにより、寄附の拡大による自主財源の確保及び地域の活性化に繋げることを目的とする。

(3) 業務内容

業務内容は以下のとおりであり、詳細は別紙「京丹後市ふるさと納税中間業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

- ア 寄附受付に関する業務
- イ 寄附データ等の管理に関する業務
- ウ ポータルサイトの運用管理に関する業務
- エ 返礼品提供事業者との契約、返礼品の発注・配送管理に関する業務
- オ 返礼品の代金・送料の精算に関する業務
- カ 寄附者対応に関する業務
- キ 寄附金受領証明書等の印刷及び発送に関する業務
- ク ワンストップ特例申請受付に関する業務
- ケ 新規・既存返礼品等に関する提案及びページデザイン等の制作に関する業務
- コ 広報・シティプロモーションに関する業務
- サ 活動支援型ふるさと納税に関する業務
- シ その他、本市ふるさと納税の寄附拡大に関する業務

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

※契約締結日から令和7年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、これに関わる委託料は発生しないものとする。

2 提案上限額（消費税及び地方消費税の額を除く。）

(1) ふるさと納税事務支援業務 ※1 (3) ア～カ、ケ～シの業務

基本委託料：寄附金額の4%

返礼品調達費及び返礼品送料：実費

(2) 寄附金受領証明書等の印刷及び発送業務 ※1 (3) キの業務

受領証明書代行手数料：70円/件

受領証明書郵送料：実費

(3) ワンストップ特例申請受付業務 ※1 (3) クの業務

ワンストップ代行手数料：180円/件

ワンストップ書類郵送料：実費

3 審査委員会の設置

企画提案の審査及び本業務の受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定等を行うため、京丹後市ふるさと納税中間業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年告示第16号）による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 京丹後市税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年条例第39号）第2条第4号に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けている者を除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 令和3年度から令和5年度までの期間において、単年度の寄附受入額が30億円以上の自治体と本業務の内容と同様の業務受託実績があること。
- (8) 共同企業体で参加の場合は、全ての構成企業が（1）から（6）に掲げる要件を満たし、（7）については代表企業が要件を満たしていること。

5 日程

日程は、次のとおりとする。ただし、プレゼンテーション及びヒアリング審査以降の日程は予定であり、変更する場合がある。その場合は、参加した法人にその旨を通知する。なお、本案件に関する説明会は開催しない。

実施内容	実施期間又は期限
実施要領の交付	令和6年12月6日（金）から12月23日（月）まで
質問書提出期限	令和6年12月16日（月）
参加表明書の提出期限	令和6年12月23日（月）

参加資格審査結果通知	令和6年12月23日（月）以降速やかに通知
企画提案書の提出期限	令和7年1月10日（金）
プレゼンテーション及び ヒアリング審査の実施	令和7年1月下旬
企画提案者への結果通知	プレゼンテーション及びヒアリング審査以降速やかに通知
契約の締結	令和7年2月上旬
業務開始に向けた準備期間	令和7年2月～3月
業務の開始	令和7年4月1日

6 質問の受付及び回答

（1）提出様式及び提出方法

様 式：質問書（様式7）

提出方法：電子メールにより担当部署に提出

（2）受付期限

令和6年12月16日（月）午後5時必着

（3）回答方法

質問書に対する回答は、提出後速やかに電子メールにより行う。なお、プロポーザルへの参加手続き及び様式などに関する質疑は、電話で受け付ける。質問書提出期限後の質問については回答しない。

7 参加表明書及び誓約書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び誓約書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書及び誓約書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

（1）提出書類

ア プロポーザル参加表明書及び誓約書（様式1）

イ 共同企業体届出書（様式2）

※共同企業体で参加の場合

ウ 会社概要および会社概要パンフレット

エ 業務経歴書（様式3）

オ 法人の定款、規約その他これらに類する書類

カ 法人の登記事項証明書

※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

キ 京丹後市税に滞納がないことを証明する書類

※京丹後市への納税がない場合、所在地の市町村への滞納がないことの証明（納税証明書）を提出すること。

※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

ク 消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明する書類

※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

(2) 提出期限

令和6年12月23日(月)午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(3) 提出場所

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 ふるさと応援推進課

(4) 提出方法

持参(受付時間は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで)又は郵送とする。

※共同企業体で参加の場合は、構成企業個別の書類(上記ウからク)を代表企業が集約し、他の書類と併せて提出すること。

(5) 提出部数

2部(正本1部、副本1部)

(6) 参加資格の審査

参加資格の審査を行い、結果を通知するとともに参加資格を有すると認めた者にあつては、企画提案書等の提出を要請する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者は、仕様書により企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(A4判 任意様式)

※「実施要領」、「仕様書」、「評価基準」の内容を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記して作成すること。

※作成の際は、「評価基準」の評価項目に沿って作成し、どの評価項目の資料かわかるように評価基準の番号を付番すること。

イ 業務実施体制(様式4)

ウ 配置予定者調書(様式5-1、5-2)

オ 見積書(様式6)及び積算内訳書(任意様式)

※返礼品送料については、実費額を支払うものであるが、以下の条件の返礼品送料を記載すること。

・サイズ: 80サイズ

・配送方法: 常温及びクールのパターン

・配送エリア: 京丹後市から東京都千代田区、大阪府大阪市の2パターン

※正本のみ契約権限者印を押し、副本はコピー可とする。

カ 実績調書(任意様式)

※地方公共団体等のふるさと納税中間業務に関する具体的な活動実績や成果を記入すること。なお、記入は過去3年間に実績があるもののみとする。

(2) 提出期限

令和7年1月10日(金)午後5時必着

(3) 提出場所

7 (3) に同じ

(4) 提出方法

持参 (受付時間は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで) 又は郵送とする。

(5) 提出部数

8部 (正本1部、副本7部)

(6) 留意事項

ア 提出書類は、各1部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。

イ 企画提案書には、社名、代表者名、ロゴなど、事業者名等の企画提案参加者名を連想させる事項は一切記載しないこと。

ウ 提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人に帰属する。ただし、市は、公表等において必要な場合は、企画提案書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

エ 提出した書類は、京丹後市情報公開条例 (平成16年京丹後市条例第7号) の規定に基づき公開することがある。この場合において、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は、非公開とする。

オ 本プロポーザルに対し、1法人が複数の申込を行うことはできない。

カ 参加申込に要する経費は、全て参加者の負担とする。

キ 提出書類に使用する紙は、日本産業規格A4判とする。

ク 提出書類に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

ケ 提出された応募書類は返却しない。

コ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

サ 必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

9 審査について

(1) 審査方法

審査は、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより委員会が実施し、評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 実施日

令和7年1月下旬 (予定) (日時や場所等の詳細については、後日通知。)

イ 実施時間

1者につき45分程度 (プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度)
プレゼンテーション後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。

エ 出席者

3名以内 (業務責任者となる予定のものは、原則出席すること。)

オ 実施形態

提案は企画提案者ごとに行い、非公開とする。

カ その他

- ①提出された見積額が提案上限額を超えている場合や企画提案書の提出期限内に書類が整わない場合等は、その企画提案書は審査から除外する。
 - ②プレゼンテーション時には、本市で準備したプロジェクター又は65型テレビモニターを使用することができる。
 - ③追加資料の配布は不可とする。
- (3) 審査項目及び配点
別紙「評価基準」のとおり

10 受託候補者の選定

- (1) 評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。
 - (2) 最高点の者が2人以上あったときは、「評価基準」評価項目8. 価格見積の評価点が最も高い者を受託候補者とする。
 - (3) 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合、本実施要領及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が各項目の合計点（満点）の6割未満の場合は、受託候補者となることはできない。
- ※審査結果は公表しない。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

11 審査結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加者に審査結果を通知する。また、下記項目において選定結果を京丹後市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 企画提案参加者名
- (2) 受託候補者名
- (3) 次点者名
- (4) 受託候補者の評価点合計

12 契約に関する事項

- (1) 本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、業務の履行に必要な具体の条件などの協議と調整（以下「契約交渉」という。）を行う。この契約交渉が整ったときには、改めて見積書の提出を求め、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議が整わない場合や受託候補者が4の参加資格を満たさなくなった場合、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- (3) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と受託候補者との協議により、変更することがある。

13 事業の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部など軽微なものや再委託することにより本業務の目的達成に効果的に資すると認められるものについては本市と協議のうえで再委託することができるものとする。

(2) 個人情報保護

受託者は、個人情報を取り扱う場合には、京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年京丹後市条例第2号）、京丹後市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京丹後市規則第11号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 参加資格要件を満たしていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

15 その他

本業務における制作物の著作権については、受託者が従前から著作権を有していた著作物を除き、本市に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者が業務着手後速やかに申し出ることによって留保できるものとし、この場合、本市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

【担当部署及び問い合わせ先】

京丹後市 市長公室 ふるさと応援推進課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

電話：0772-69-1100（直通） FAX：0772-69-0901

E-mail：furusui@city.kyotango.lg.jp